資料６

学校における働き方改革推進の取組について

令和８(2026)年 11 月
栃木県教育委員会

第１　「学校における働き方改革推進計画（2026－2030）」について

１　策定の趣旨

令和７(2025)年度給特法等改正に伴い、令和８(2026)年４月から教育委員会に計画の策定等が義務づけられたことから、教職員が、心身ともに健康で、いきいきとやりがいをもちながら、本来的な業務に着実に取り組むことができる環境を整備することにより、本県における教育の質の更なる向上を図る目的で策定するもの。

２　位置付け

給特法第８条第１項の規定に基づき教育委員会が策定する「教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付け、県教育委員会及び県立学校を対象とする。

※　なお、市町立学校については、各市町教育委員会が定める業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき取組を推進するとともに、県教育委員会としても、市町教育委員会に対し給特法に基づく指導・助言等を行う。

３　目標

（１）　ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

①　「仕事と仕事以外の生活のバランスに満足しているか」の質問に肯定的に回答した教職員の割合を令和 12(2030)年度までに全校種 80%とする。

②　「自分の仕事が児童生徒の成長につながっていると実感できているか」の質問に肯定的に回答した教職員の割合を令和 12(2030)年度までに全校種 80%とする。

（２）　時間外在校等時間に関する目標

①　教職員の時間外在校等時間を１か月当たり 45 時間以内、１年間の合計時間を 360 時間以内とする。

②　時間外在校等時間が１か月当たり 80 時間を超える教職員の割合を令和９(2027)年度までに０%とする。

４　計画期間

令和８(2026)年度から令和 12(2030)年度までの５年間

５　取組の内容

（１）服務管理の徹底　　（２）部活動改革　　（３）業務の３分類

（４）学校における措置の推進　　（５）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組　　★関連する取組、フォローアップ

【主な取組（抜粋）】

（１）服務管理の徹底に関すること

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
1	最終退校時間の設定や業務の平準化を徹底し、「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」第２条の規定（時間外在校等時間１か月45時間以内、１年間360時間以内等）の遵守を徹底する。	高校教育課 教育政策課	・次期勤怠管理システムの整備に当たり、管理職が教職員の時間外在校等時間の状況を視覚的に把握し、業務配分の見直しや平準化に活用できる機能を検討する。

（２）部活動改革に関すること

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
11	生徒及び教職員の健全な活動のために国のガイドラインや県の次期学校部活動等に関する方針等に記載されている適切な活動時間・休養日等の設定を厳守する。	健康体育課 高校教育課	・県方針に基づき、部活動の活動時間や休養日等について周知するとともに、その遵守状況を個別相談等において確認する。 ・部活動を主な要因として時間外在校等時間が１か月 80 時間を超える教員が所属する学校に対し、部活動の運営方法や活動時間等について指導・助言を行う。 ・県の学校部活動等に関する方針を改定する。
14	学校部活動の大会等の引率については、教職員の負担が過度にならないよう配慮しつつ、県、市町、大会主催者等において規程の見直しを適正に実施する。	健康体育課 高校教育課 生涯学習課	・部活動改革検討委員会において、教職員に過度な負担がかからない大会引率の在り方を協議し、その結果を踏まえ、大会主催者等に対して、それぞれが所管する関係規程の見直しを促す。

（３）「業務の３分類」に関すること

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
23	栃木県カスタマーハラスメント防止条例を踏まえ、県立学校でのカスタマーハラスメント対応について検討する。	高校教育課 教育政策課	・県立学校を対象としたマニュアルについて検討・作成を進めるとともに、カスタマーハラスメントの定義や対応方法について周知する。

（４）「学校における措置の推進」に関すること

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
43	学校教育法施行規則や学習指導要領に示された教育課程の編成の基準に基づき、児童生徒の学びの質を維持しつつ、教職員の働き方が持続可能なものとなるよう各教科・科目の単位数を見直す。	高校教育課 特別支援教育課	・各教科・科目の単位数の見直しや、各校の実情に応じた教育課程の充実に向けた取組を進められるよう、学校訪問等の機会を活用し、授業の質の向上や指導方法の工夫改善を支援するとともに、教育課程編成に関する助言を行い、学びの質を確保しながら効果的・効率的な教育課程の編成を支援する。

（５）「教職員の健康及び福祉の確保に関する取組」に関すること

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
57	管理職は、教職員の勤務時間を平準化し、１か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超過した教職員がいた場合は、翌月までに解消することを徹底する。	高校教育課 特別支援教育課 教育政策課	・管理職に対する聞き取り調査を行い、当該教職員に対して適切な指導を行うよう徹底する。 ・時間外在校等時間が、80 時間を超える教員の多い県立学校を個別に訪問し、学校の具体的な課題を把握した上で、管理職へ指導・支援を実施する。

★　関連する取組、フォローアップ

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
78	市町教育委員会が策定した計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行う。	義務教育課 教育政策課	・管理主事会議等において、各教育事務所の報告等により各市町教育委員会の取組状況を確認する。必要に応じて、教育事務所等と連携を図りながら指導・助言等について検討する。 ・市町教育委員会の担当者を対象として、外部専門家の知見を活用した実践的な研修を実施し、各市町における計画の着実な推進を支援する。

第２ 令和８年度における「学校における働き方改革推進計画（2026－2030）」に基づく県教育委員会の取組について

（１）服務管理の徹底に関すること

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
１	最終退校時間の設定や業務の平準化を徹底し、「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」第２条の規定（時間外在校等時間１か月45時間以内、１年間360時間以内等）の遵守を徹底する。	高校教育課 教育政策課	・次期勤怠管理システムの整備に当たり、管理職が教職員の時間外在校等時間の状況を視覚的に把握し、業務配分の見直しや平準化に活用できる機能を検討する。
２	休憩時間の確保ができるよう業務量の調整・勤務時間の管理を行うとともに、「手待時間」は休憩時間ではないということの周知を図る。また、休憩時間の取得については、柔軟な取得ができるよう制度の見直し等を含めて検討する。	高校教育課	・「手待時間」は休憩時間ではないということを周知するための具体的方策について検討する。 ・休憩時間を時間割等に具体的に設定し、明確化する取組について、県立学校に周知する。
３	学校外の校務として行う業務に直行又は直帰する場合や、土日や祝日等における校務として行う業務の時間の客観的把握及び勤怠管理システムへの入力を徹底する。	高校教育課	・在校等時間の適切な管理の重要性について、県立学校に周知する。 ・次期勤怠管理システムの整備に伴い、在校等時間のシステム入力等に関する Q&A を更新し、周知する。
４	年度当初に計画した予算額や行事等のマネジメントを意識した学校運営を徹底する。	教育政策課 高校教育課	・学校運営マネジメントや教職員の意識改革の必要性に焦点をあてた外部専門家による研修を実施する。 ・教育委員会各課所に、研修・会合等の精選・効率化について通知するとともに、各教育関係団体にも研修・会合等の精選・効率化を依頼する。
５	外部団体等に対し、大会運営や生徒引率の在り方について検討・見直しを依頼する。	健康体育課 生涯学習課	・栃木県合唱連盟等の外部団体に対し、地域クラブの大会参加について、検討を依頼する。 ・栃木県中学校体育連盟に対し、地域クラブの大会参加及び地域クラブ活動の指導者等の大会運営への参画について検討を依頼する。

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
６	兼職兼業を行う教員については、勤務管理を行う運営団体等と連携し、勤務時間等の適切な労務管理を徹底する。	教育政策課 高校教育課 健康体育課 生涯学習課	・次期勤怠管理システムにおいて兼職兼業に従事した時間と在校等時間とを一体的に管理できるようシステムの整備を検討する。

（２）部活動改革に関すること

①適切な運営のための体制整備に関すること

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
７	教職員の負担軽減の観点から、部活動指導員が生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うことのできる体制の構築を図る。	健康体育課 高校教育課	・部活動指導員が幅広い役割を適切に担えるよう、安全管理等に関する研修を実施するとともに、その活動状況を調査し、必要に応じて県立学校に指導・助言を行う。
８	管理職は、毎月の活動計画等をホームページで公表するとともに、活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、教職員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているかについて、適宜、指導・是正を徹底する。	健康体育課 高校教育課	・実績報告書等により、部活動の活動時間の超過状況を把握する。 ・部活動を主な要因として時間外在校等時間が１か月 80 時間を超える教員が所属する学校に対し、部活動の運営方法や活動時間等について指導・助言を行う。
９	教職員の長時間勤務の解消等の観点から学校部活動が持続可能なものとなるよう、生徒数や部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数の適正化を行う。	健康体育課 高校教育課	・合同部活動や拠点校方式の導入について、個別相談等で助言する。

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
10	教職員を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教職員の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教職員の負担が過度とならないよう十分に留意する。	健康体育課 高校教育課	・部活動改革検討委員会等で、適切な活動時間について協議し、県立学校へ周知する。

②適切な活動時間・休養日等の設定に関すること

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
11	生徒及び教職員の健全な活動のために国のガイドラインや県の次期学校部活動等に関する方針等に記載されている適切な活動時間・休養日等の設定を厳守する。	健康体育課 高校教育課	・県方針に基づき、部活動の活動時間や休養日等について周知するとともに、その遵守状況を個別相談等において確認する。 ・部活動を主な要因として時間外在校等時間が１か月 80 時間を超える教員が所属する学校に対し、部活動の運営方法や活動時間等について指導・助言を行う。 ・県の学校部活動等に関する方針を改定する。
12	国のガイドラインや県の次期学校部活動等に関する方針等、中央競技団体が作成した競技ごとの指導の手引きを活用し、過度な練習や活動を防止するとともに、それぞれの競技の特性を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導を行う。	健康体育課 高校教育課	・県方針に基づき、過度な練習や活動の防止について周知するとともに、効率的・効果的な練習・活動について、中央競技団体が示す指導モデルを収集し、必要に応じて県立学校に共有する。
13	練習試合や大会等で国のガイドラインや県の次期学校部活動等に関する方針等の活動時間を超えて活動する場合には、生徒及び教職員の健康管理に十分配慮し、１日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。	健康体育課 高校教育課	・県方針に基づき、大会等により所定の活動時間を超える場合の休養時間の確保や、別の日の活動時間の短縮、振替休養日の設定等について、個別相談等を通じて周知する。

③大会・コンクールの在り方に関すること

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
14	学校部活動の大会等の引率については、教職員の負担が過度にならないよう配慮しつつ、県、市町、大会主催者等において規程の見直しを適正に実施する。	健康体育課 高校教育課 生涯学習課	・外部有識者による部活動改革検討委員会において教職員に過度な負担がかからない大会引率の在り方を協議し、その結果を踏まえ、大会主催者等に対して、それぞれが所管する関係規程の見直しを促す。
15	大会運営への従事については、教職員等に過度な負担をかけない適切な体制を整えることや、持続可能で効率的な運営の在り方について大会主催者等と連携して検討する。	健康体育課 高校教育課 生涯学習課	・部活動改革検討委員会において、教職員の負担軽減を踏まえた大会運営の在り方について協議する。 ・大会数を見直した場合の影響を調査し、その結果を踏まえ、栃木県高等学校体育連盟に大会等の統廃合を含む見直しについて検討するよう促す。 ・栃木県中学校文化連盟及び栃木県高等学校文化連盟の事業報告書から、事業数や事業内容等の実施状況を把握する。

④兼職兼業に関すること

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
16	兼職兼業の許可をする際には、教職員の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認する。	教育政策課 高校教育課 健康体育課 生涯学習課	・教職員が地域クラブにおいて兼職兼業で指導する際の、ルールや手続等を示す通知の作成を進める。
17	兼職兼業を行う教職員については、服務監督教育委員会と地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、勤務時間等の適切な労務管理を実施する。	教育政策課 高校教育課 健康体育課 生涯学習課	・次期勤怠管理システムにおいて兼職兼業に従事した時間と在校等時間とを一体的に管理できるようシステムの整備を検討する。

（３）「業務の３分類」に関すること

①学校以外が担うべき業務

・登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
18	始業前の児童生徒の見守りや放課後の学校施設使用等について、児童生徒の実態や学校の実情等を踏まえ、地域住民や保護者、ＯＢ等の外部人材の活用について、検討する。	高校教育課	・地域住民や保護者、ＯＢ等の外部人材の活用に向け、学校運営協議会の設置拡大を進める。

・放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
19	保護者・地域・警察等との連携を図り、地域全体で校外における生徒の安全を見守ることのできる仕組みを構築する。	高校教育課 学校安全課	・生徒指導連絡協議会や教頭事務連絡会等において、特に警察との積極的な連携について指導・助言に努めるとともに、学校運営協議会の設置拡大等を通して地域住民の参画を促進し、地域全体で校外における生徒の安全を見守る体制づくりを推進する。
20	学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有し、警察が保護者に直接連絡する仕組みを構築する。	高校教育課 学校安全課	・生徒指導連絡協議会や教頭事務連絡会等において、学警連の活用について周知するとともに、補導された児童生徒の引取りに係る保護者責任について認識共有を図り、学校・警察・保護者間の適切な連絡体制の構築を促進する。

・学校徴収金の徴収・管理

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
21	学校徴収金の徴収は口座振り込みを原則とする。	高校教育課	・県立学校の学校徴収金の実態を把握するとともに、口座振り込みを原則とする旨を周知する。

・地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
22	地域コーディネーターを積極的に活用し、地域連携教員の負担軽減を促進する。	高校教育課	・学校運営協議会の設置拡大とともに、その運営の在り方について指導・助言を行う。また、地域コーディネーター等を活用し、多様な主体との連携・協働に係る連絡調整の支援を充実させることで、地域連携教員が担う対外調整業務の負担軽減を推進する。

・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
23	栃木県カスタマーハラスメント防止条例を踏まえ、県立学校でのカスタマーハラスメント対応について検討する。	高校教育課 教育政策課	・県立学校を対象としたマニュアルについて検討・作成を進めるとともに、カスタマーハラスメントの定義や対応方法について周知する。
24	県教育委員会が直接苦情等に対応する相談窓口の設置を検討する。	高校教育課 学校安全課 特別支援教育課	・県教育委員会において、学校のみでは対応が困難な苦情等への対応に係る相談窓口や役割分担及び対応手順の整理等、体制構築に向けて検討する。
25	困難な事案への迅速かつ適切な対応に向け、スクールロイヤー(弁護士)による法律相談や研修会を通じて学校を支援する。	学校安全課	・スクールロイヤーによる法律相談を円滑に活用できるよう、次年度の実施通知に、相談の対象や申請方法、相談申請書の作成上の留意事項等を明記し、県立学校等に周知する。
26	スクールロイヤーと保護者等が直接応対できるような仕組みづくりについて、検討していく。	学校安全課	・スクールロイヤーと保護者等が直接対応する仕組みの導入可能性について、対象とする事案、対応の内容、実施体制、費用等を調査・整理する。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

・調査・統計等への回答、学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理、ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
27	県教育委員会において、調査の対象・頻度・時期・内容・様式等を精査することによって、県立学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。	全課 教育政策課	・各課所が実施する調査・統計等の一覧表を作成し、これを基にした次年度の調査・統計等の精選・効率化検討を各課所に依頼する。
28	県教育委員会は、県立学校へ送付する文書量の縮減に努める。あわせて、教職員を通じた児童生徒等への周知依頼文等についても量の縮減に努める。	全課 教育政策課	・前年度各課所から発出された月ごとの通知数を確認し、通知数及び文書量の縮減並びに通知件数の少ない月への発出時期の変更を依頼する。
29	県教育委員会は、事務職員等が担う事務処理全体をデジタル化等によって効率化し、事務職員等の校務運営への積極的な参画を促進する。	教育政策課	・総合庶務事務システムの導入に向けた検討を行うとともに、県立学校事務職員向け資料検索システムの試行運用を実施する。 ・事務職員及び教員の業務効率化に関する事例を周知するとともに、校務支援システム等の活用を検討する。
30	調査・統計等の回答やICT機器の台帳管理等について、事務職員等の積極的な参画を促進する。	教育政策課	・事務職員と教員の連携を促進するため、機器台帳管理や情報共有への次期校務支援システムの活用を検討する。

・学校プールや体育館等の施設・設備の管理、校舎の開錠・施錠、校内清掃

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
31	警備会社との契約内容を見直すなど、校舎の開錠・施錠等、外部業者の活用について検討し、教職員以外の積極的な参画を促進する。	施設課 高校教育課	・施設の現状の施錠・警備方法について、県立学校宛て照会を行う。 ・施錠・開錠に係る他の自治体の事例（契約内容・事業内容）を調査する。
32	教職員が施錠等をする場合、「栃木県立学校における盗撮防止等ガイドライン」も踏まえ、特定の教職員に責任や負担が集中しないよう配慮するとともに、休日や深夜については警備会社と連携し、人の出入りの把握を徹底する。	施設課 高校教育課 学校安全課	・教職員の業務分担の平準化を図り、勤務時間外の教育活動の在り方を見直す。 ・施設の施錠・警備に係る実態を把握するとともに、「栃木県立学校における盗撮防止等ガイドライン」を踏まえ、鍵管理や休日・夜間の出入り確認の在り方について検証し、機械警備等の活用や教職員の役割分担の見直しを行うことにより、特定の教職員への負担集中の防止を図る。

・部活動

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
33	部活動指導員を適切に配置する。	健康体育課 高校教育課	・学校ごとの配置ニーズを毎年度調査し、各校の配置希望順位等を踏まえて、部活動指導員を適切に配置する。
34	域内におけるスポーツ・文化芸術団体や大学、地域企業等の協力を得ながら、指導者発掘・把握に努め、「栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク」の運用と充実を図る。	健康体育課 生涯学習課	・登録者と採用者の両方向からのマッチング機能や E-learning システムを備えた新たなバンクの構築、運用の充実を図る。 ・バンクへの登録を要件とした栃木県スポーツ指導者資格取得助成事業の活用促進を図るほか、関係機関と連携し、企業・大学等から新たな人材を発掘するなど、更なる指導者確保に努める。
35	地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として地域クラブ活動の指導者等が担う。	健康体育課 生涯学習課	・県方針に基づき、地域クラブ活動における大会等の引率の取扱いについて、県立学校及び関係団体等に周知する。
36	大学や地域企業等の参画促進等、部活動地域展開・地域連携の円滑な推進を目指す。	健康体育課 生涯学習課	・指導者や活動場所、資金等の確保が課題となっていることから、各種資源等を有する大学や民間企業等の協力を得られるよう、連携体制の構築に努める。

③教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

・授業準備、学習評価や成績処理

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
37	教材の印刷や採点の補助等教師以外が担うことの出来る業務等については、積極的に教員業務支援員等の支援スタッフが中心となって行う。	高校教育課	・教員業務支援員等の支援スタッフの更なる活用推進を図る。 ・ペーパーレス化の更なる推進に向け、指導・助言を行う。
38	デジタル技術の活用等による負担軽減を促進する。	教育政策課 総合教育センター	・ICT 活用ミーティングにおいて、授業準備や校務におけるデジタル技術の活用実践を教職員間で共有するとともに、実践事例をとちぎ教育 ICT ポータルサイトに蓄積し、教職員が活用できる共有環境を整備する。 ・ICT 通信による情報提供や教育 CDO による働きかけを通じて、生成 AI を含むデジタル技術の効果的な活用に向けた意識の醸成及び活用の促進を図る。 ・統合型校務支援システム及び採点支援システムの活用を促進し、校務の効率化による教職員の負担軽減を図る。

・学校行事の準備・運営

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
39	関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教職員と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進する。	高校教育課	・県教育委員会と県立学校との情報共有の徹底を図るとともに、学校行事の準備・運営における事務職員や教員業務支援員等との役割分担に関する好事例を共有し、関係機関との連絡調整や物品準備等に係る教員負担の軽減を促進する。

・進路指導の準備

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
40	事務職員や教員業務支援員等の支援スタッフ、地方公共団体等における就職に関する専門人材と教職員との協働を促進する。	高校教育課	・県教育委員会と県立学校との情報共有の徹底を図るとともに、進路指導における事務職員や教員業務支援員、就職に関する専門人材の活用についての好事例の共有を進め、教職員との効果的な役割分担を図る。

・支援が必要な児童生徒・家庭への対応

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
41	児童生徒の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校看護師、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教職員との協働を促進する。	学校安全課 高校教育課 特別支援教育課	・管理職が集まる会議や生徒指導主事及び教育相談係の研修会等を通じて、各県立学校のスクールソーシャルワーカーの積極的な活用を周知し、教職員との協働を促進する。また、スクールソーシャルワーカーに対しては、資質向上のため研修会等を実施する。
42	不登校児童生徒への対応にあっては、関係機関等と連携して効果的な支援を促進する。	高校教育課 総合教育センター	・県教育支援センターにおいて不登校児童生徒への来所及びメタバースによる支援を在籍校と連携して行う。 ・学校や教育委員会と福祉や医療等の関係機関、フリースクールなどの民間施設・団体との連携強化を図る連絡協議会等を実施し、支援体制の整備を推進する。 ・不登校児童生徒の保護者等に対し、関係機関についての情報提供、周知を図る。

（４）「学校における措置の推進」に関すること

①教育課程に関すること

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
43	学校教育法施行規則や学習指導要領に示された教育課程の編成の基準に基づき、児童生徒の学びの質を維持しつつ、教職員の働き方が持続可能なものとなるよう各教科・科目の単位数を見直す。	高校教育課 特別支援教育課	・各教科・科目の単位数の見直しや、各校の実情に応じた教育課程の充実に向けた取組を進められるよう、学校訪問等の機会を活用し、授業の質の向上や指導方法の工夫改善を支援するとともに、教育課程編成に関する助言を行い、学びの質を確保しながら効果的・効率的な教育課程の編成を支援する。
44	時間外在校等時間が集中する４月～６月の実態を踏まえ、１日及び１週間当たりの授業時数及び年間授業週数の平準化を図り、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する。	高校教育課 特別支援教育課	・事務処理の効率化に向け、ICT 技術等を活用したシステムの構築に努めるとともに、教育課程編成や定期試験の実施方法に関する好事例の共有を図り、授業時数及び年間授業週数の平準化等を図ることにより、時間的余裕の創出を促進する。
45	学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選する。特に時間外在校等時間が集中する４月～６月の行事について留意する。	高校教育課 特別支援教育課	・学校訪問等の機会を活用し、学校の特色や教育目標の実現に資する観点から学校行事の教育的価値を検証し、前例踏襲化している取組や行事等の精選について指導・助言を行う。
46	模擬試験や各種検定試験等については、学習における位置づけを明確にし、実施の有無について適宜見直しを行う。その際、外部委託が可能かどうかについても検討する。	高校教育課 特別支援教育課	・模擬試験等については実施回数等の検討を積極的に進めるよう助言し、外部会場での一斉実施に向けた検討を行う。

②業務の見直しに関すること

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
47	勤務時間の柔軟な割り振りのために、教職員が時差出勤を選択可能とすることができるよう規則等の整備を図る。	高校教育課 特別支援教育課	・各自治体の情報収集を行い、実施内容の整備に向けた検討を行う。

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
48	放課後に行われる児童生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）を教職員に割り振られた勤務時間内に適切に設定するなどの工夫を行う。特に時間外在校等時間が集中する４月～６月の放課後に行われる児童生徒の活動について留意する。	高校教育課 特別支援教育課	・学校訪問や各種会議等の機会を活用し、補習や部活動等を含む放課後活動の適切な時間設定について周知・助言を行うとともに、時間外在校等時間が集中する４月から６月の業務負担の平準化に向けた取組事例の共有を図る。
49	欠席連絡や文書管理等の校務について、デジタル技術を活用した効率化を推進する。	教育政策課 高校教育課 特別支援教育課	・統合型校務支援システムの活用を促進するとともに、欠席連絡や文書共有等における VBA や Power Automate 等の活用事例を各学校に周知し、校務のデジタル化・効率化を推進する。 ・現行の統合型校務支援システムにおける複雑な操作等の課題を整理し、その改善に向けて次期統合型校務支援システムに必要な機能や仕様を検討する。
50	オンラインや統合型校務支援システム等を活用し、職務経験の少ない教職員や校内に同一教科が少ない教職員等が校内外の専門性の高い教職員への相談や教材・教具等を共有できる体制を整備する。	教育政策課 高校教育課 特別支援教育課	・Teams やファイルサーバ、統合型校務支援システム等を活用し、校内外の教職員が相談や情報交換を行うとともに、教材・教具等を共有できる環境を整備する。 ・GIGA スクール運営支援センター（ICT 支援員を含む）による県立学校への支援を行う。
51	改正学校教育法の規定に基づき、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、本計画に適合するものとなるよう指導を徹底する。	高校教育課 特別支援教育課	・学校評価の計画書及び報告書の内容を確認するとともに、学校訪問等の機会を活用し、働き方改革の観点を踏まえた改善措置の実施状況を把握し、本計画の趣旨に沿った学校運営の改善が図られるよう指導・助言を行う。
52	改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めるよう指導を徹底する。	高校教育課 特別支援教育課	・学校運営協議会の新規立ち上げや学校評議員制度の活性化に向けた指導助言を行うとともに、学校運営に関する「基本的な方針」に教職員の業務量管理及び健康確保措置に関する内容を位置付けるよう周知し、学校・家庭・地域が連携した働き方改革の推進を図る。

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
53	学校運営協議会や学校評議員等を活用し、地域と学校の連携を促進し、学校内の業務や勤務時間の実態の共有や学校が担っている業務の一部を地域学校協働活動の一環として実施するなど、保護者及び地域住民その他の関係者との連携による教職員の業務の分担の見直しや適正化を図る。	高校教育課 特別支援教育課	・特別活動や登下校時等の見守りについて、地域と学校の連携を促進するため、学校運営協議会の新規立ち上げや、学校評議員制度の活性化に向けた指導・助言を行う。
54	自動電話振分システムや自動録音システム等の効果を検証し、導入の可能性について検討する。	高校教育課 特別支援教育課 教育政策課	・現状の把握に努め、外付け通話録音装置の導入を検討する。

（５）「教職員の健康及び福祉の確保に関する取組」に関すること

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
55	勤怠管理システムによる客観的な方法で、出退勤時刻を把握する。	高校教育課 特別支援教育課	・打刻漏れや不自然な勤務時間等の確認を定期的に行う。
56	終業から始業までに11時間以上の継続した休息時間（勤務間インターバル）を徹底する。	高校教育課 特別支援教育課	・次期統合型校務支援システムにおいて、勤務間インターバルを確保できていない教職員の確認を容易にするような機能の整備を検討する。
57	管理職は、教職員の勤務時間を平準化し、１か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超過した教職員がいた場合は、翌月までに解消することを徹底する。	高校教育課 特別支援教育課 教育政策課	・管理職に対する聞き取り調査を行い、当該教職員に対して適切な指導を行うよう徹底する。 ・時間外在校等時間が、80 時間を超える教員の多い県立学校を個別に訪問し、学校の具体的な課題を把握した上で、管理職へ指導・支援を実施する。
58	１か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に対し、産業医等による面接指導を実施する。	学校安全課 高校教育課 特別支援教育課	・県立学校に産業医等を配置し、長時間勤務者等に対する面接指導を実施するとともに、必要と認める場合は、業務配分の見直し等の措置を講じる。 ・面接指導制度の適切な実施を図るため、校長会及び教頭会等の機会を活用して周知を行う。

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
59	完全退勤時刻を設定し、時間を意識した働き方を推進する。	高校教育課 特別支援教育課	・校舎施錠時間の設定及び勤怠管理システムによる客観的管理を引き続き実施し、教職員の勤務時間に対する意識を変革していく。
60	各月で定時退勤日を設定する。	高校教育課 特別支援教育課	・県立学校に対して、定時退勤日の設定を促していく。
61	全ての学校においてストレスチェックを実施するとともに、その集団分析結果等を活用して職場環境の改善を推進する。	学校安全課 高校教育課 特別支援教育課	・ストレスチェック集団分析結果を活用した職場環境改善の取組を推進するため、県立学校管理職等を対象としたストレスチェック集団分析結果活用研修会を開催する。
62	心身の健康問題について、公立学校共済組合が設置する相談窓口を活用するとともに、当該窓口の周知を図る。	学校安全課 高校教育課 特別支援教育課	・心身の健康問題の相談窓口については、公立学校共済組合の広報誌、安全衛生管理者等研修会やメンタルヘルスセミナー、ストレスチェックにおける高ストレス者向けの産業カウンセラー面談等を通じて教職員に周知する。
63	能力･行動評価において、時間管理の意識をもって業務改善に取り組み、自己の心身の健康を保持するという項目等を取り入れ、より一層働き方改革を意識した取組を働きかけ、評価への活用を検討する。	高校教育課 特別支援教育課	・「教職員評価制度の手引きQ&A」に、在校等時間の長短のみをもって評価することは適切でない旨を明記するとともに、評価者研修を通じて、働き方改革や業務改善に資する取組を積極的に評価するよう管理職に周知する。
64	県教育委員会は、県立学校長等管理職との面談等を通じ、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、当該学校における教職員の勤務状況を速やかに改善させるための方策の検討及び実施の支援その他の取組を実施する。	高校教育課 特別支援教育課	・管理職との面談や勤務実態の分析を通じて、各学校の課題を把握し、業務改善に向けた指導・助言や進捗確認を進める。
65	栃木県人事委員会と勤務時間の上限方針及び本計画について認識を共有し、専門的な助言を求めるなど連携を図る。	教育政策課 高校教育課 特別支援教育課	・学校における働き方改革の取組状況について、県人事委員会と情報を共有し連携を図る。

★　関連する取組、フォローアップ

①計画の取組状況の報告等に関すること

・計画の公表

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
66	本計画について、ホームページに掲載する。	教育政策課	・県ホームページに掲載した。

・実施状況の把握等

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
67	実態調査（学校調査、教職員調査）を毎年度実施し、教職員の働き方の状況を把握する。	教育政策課	・調査を実施し、その結果を各市町教育委員会、各県立学校と共有することで取組の促進を図る。
68	勤怠管理システムにより教職員の勤務時間の状況を把握する。	教育政策課 高校教育課	・教職員の勤務時間について、月ごとに勤怠管理システムにより把握するとともに、その集計結果を県ホームページへ掲載する。

・実施状況の公表

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
69	業務改善推進委員会の開催結果(目標の達成状況含む)について、ホームページに掲載する。	教育政策課	・業務改善推進委員会の実施後に掲載する。
70	勤怠管理システムの分析結果を栃木県ホームページに掲載する。	教育政策課 高校教育課	・教職員の勤務時間について、月ごとに勤怠管理システムにより把握するとともに、その集計結果を県ホームページへ掲載する。

・総合教育会議

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
71	本計画の策定・変更の報告を行う。	教育政策課	・栃木県総合教育会議において、計画の策定及び実施状況の報告を行った。 （令和８(2026)年 10 月 21 日実施）
72	実施状況の報告を行う。	教育政策課	・栃木県総合教育会議において、計画の策定及び実施状況の報告を行った。 （令和８(2026)年 10 月 21 日実施）

・フォローアップ（人材確保、研修等）

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
73	高校・大学における教職説明会、学校で働きたい人応援イベントや栃木県ホームページ等を通じた講師登録についての案内の周知徹底を図り、引き続き人材確保に努める。	高校教育課	・HP や県政だより、X による説明会等の情報提供のほか、SNS を活用した動画配信等を行うとともに、県立学校の高校生や県内外の大学生を対象とした説明会、学校で働きたい人応援イベントを開催する。
74	学校における働き方改革マネジメント研修	教育政策課	・市町立小・中学校長を対象に、研修を実施した。

②市町教育委員会に関すること

・市町教育委員会

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
75	各市町教育委員会の実情に応じて、給特法に基づき業務量管理・健康確保措置実施計画を策定・公表、実施状況の公表、市町総合教育会議への報告等を実施する。	教育政策課 （義務教育課）	・県内 25 市町全てにおいて、計画策定を確認した。

・県教育委員会

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
76	教育事務所等と連携を図りながら、各市町教育委員会の業務量管理・健康確保措置実施計画の目標等の把握を行う。	義務教育課	・市町教育委員会へ業務量管理・健康確保措置実施計画の提供を依頼し、目標等を把握した。
77	市町教育委員会が、計画の策定・公表などに関し、給特法等に規定する義務を十分に果たしていないおそれが認められる場合等には、各教育事務所等と連携を図りながら、指導・助言等を行う。	義務教育課	・管理主事会議等において、各教育事務所の報告等により各市町教育委員会の取組状況を確認する。必要に応じて、教育事務所等と連携を図りながら指導・助言等について検討する。
78	市町教育委員会が策定した計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行う。	義務教育課 教育政策課	・管理主事会議等において、各教育事務所の報告等により各市町教育委員会の取組状況を確認する。必要に応じて、教育事務所等と連携を図りながら指導・助言等について検討する。 ・市町教育委員会の担当者を対象として、外部専門家の知見を活用した実践的な研修を実施し、各市町における計画の着実な推進を支援する。
79	教職員定数の改善・加配等について、全国都道府県教育委員会連合会と連携を図りながら国に対する要望を行う。	義務教育課	・各学校や地域の実情を踏まえて、全国都道府県教育委員会連合会と連携を図りながら、教職員定数の標準の見直しや加配教員の増員等について、国に対して要望を行う。
80	市町教育委員会、教育事務所等と連携を図りながら、適正な人員の配置に努めるとともに、非常勤学校教育職員等も活用し、公立小・中学校及び義務教育学校の育児休業者等に対する積極的な補充を行う。	義務教育課	・各学校における人員の配置状況を適切に把握するとともに、各教育事務所と連携しながら、非常勤学校教育職員等の適切な配置、限度政令の改正を踏まえた効果的な活用等により、当該学校の業務負担の軽減を図る。
81	教員業務支援員配置事業等を実施し、計画の達成に向けて市町教育委員会を支援する。	義務教育課	・市町教育委員会が実施主体となる教員業務支援員配置事業等に対して間接補助を行い、配置校における時間外在校等時間の縮減に向けた取組に対する指導・助言を行う。
82	各学校における教育課程の編成が適切に行われるよう、市町の取組に対する指導・助言等を行う。	義務教育課	・学校訪問等の機会を捉え、教育課程の編成・実施状況等について指導・助言を行うとともに、文部科学省が実施する教育課程の編成・実施状況等の回答内容を踏まえ、内容の確認を行い、必要に応じて指導・助言を行う。

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
83	学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動推進や適切な指導体制の構築の取組を支援する。	義務教育課 健康体育課	・市町担当者会議を開催して情報共有を図るとともに、市町からの個別相談に対する伴走支援を実施する。
84	部活動の地域展開について、県全体の改革の方針を示し、市町の円滑な実施に向けてきめ細かな支援を行う。	義務教育課 健康体育課 生涯学習課	・部活動の地域展開について、県全体の改革の方針を示すとともに、市町担当者会議や個別相談会を通じて、市町の円滑な実施に向けてきめ細かな支援を行う。
85	１つの市町では対応が難しい場合もあるため、広域での実施がより効果的、効率的となる取組を主な対象として、広域的な基盤づくりに努める。	義務教育課	・好事例については、現職教育資料等を通じて取組を紹介し、横展開を図る。

・県教育事務所

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
86	教育政策課、義務教育課等と連携を図りながら、管内市町教育委員会の業務量管理・健康確保措置実施計画の目標等の把握を行う。	義務教育課	・市町教育委員会へ業務量管理・健康確保措置実施計画の提供を依頼し、目標等を把握した。
87	管内市町教育委員会が、計画の策定・公表などに関し、給特法等に規定する義務を十分に果たしていないおそれが認められる場合等には、教育政策課、義務教育課等と連携を図りながら、指導・助言等を行う。	義務教育課	・市町教育委員会の取組状況の確認を行い、管理主事会議等においてその情報を共有し、必要に応じて、教育政策課・義務教育課と連携を図りながら指導・助言等を行う。
88	管内市町教育委員会が策定した計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行う。	義務教育課	・市町教育委員会の取組状況の確認を行い、管理主事会議等においてその情報を共有し、必要に応じて、教育政策課・義務教育課と連携を図りながら指導・助言等を行う。
89	管内市町教育委員会、義務教育課等と連携を図りながら、地域の実情に応じた適正な人員の配置に努めるとともに、非常勤学校教育職員等も活用し、公立小・中学校及び義務教育学校の育児休業者等に対する積極的な補充を行う。	義務教育課	・各学校における人員の配置状況を適切に把握するとともに、各市町教育委員会や義務教育課と連携しながら、非常勤学校教育職員等の適切な配置、限度政令の改正を踏まえた効果的な活用等により、当該学校の業務負担の軽減を図る。

No	取組内容	関係課所名	具体的な取組
90	学校訪問時等に、各学校における教育課程の編成状況、教職員の勤務状況や働き方改革に向けた取組の状況について、指導・助言等を行うとともに、管内市町教育委員会の取組事例・計画内容の横展開を行い、好事例の普及に努める。	義務教育課	・学校訪問等において教育課程の編成や教職員の働き方改革に向けた取組について指導・助言を行うとともに、好事例を紹介するなどして周知を図る。